

審議（会議）結果

審議会等名称 第 363 回 神奈川県開発審査会
開催日時 平成 31 年 1 月 30 日（水）14:00～16:00
開催場所 県庁新庁舎 8 階 議会第 3 会議室
出席委員 （会長）笹井俊克、（会長職務代理）田中治
板垣勝彦、佐藤茂樹、川口和英、安納住子、藤代ゆうや
次回開催予定日 平成 31 年 5 月頃
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 根本
掲載形式 議事概要
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため
審議（会議）経過

1 開発許可等申請（一般案件）について

都市計画法に基づく付議案件 5 件の審議を行い、全て承認された。

(1) 第 5315 号（提案基準 10：運動施設附属建築物（トイレ））＜公開＞

藤沢市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

（委員）これは建替えか。

（藤沢市）以前は、仮設用のトイレがあった。

（委員）地目が畑のままだが。

（藤沢市）直すとすれば雑種地とかそういう形になると思う。農地転用の許可は受けているが、登記上の地目は直っていない。

（委員）手洗いの場所はどこにあるのか。

（藤沢市）手洗いは、申請地の境界上の右下に水栓と書かれているところで、トイレの中にはない。

（委員）1 つというのは人数に対して相対的に十分な数なのか。

（藤沢市）このサッカーの練習場は小学生を対象としたものと聞いているが、実際何名ぐらいがここに来られるかというのは未定である。大体が近くに住んでいる方が来るような形なので、現状は（大小）1 基ずつで支障ないという計画である。

（委員）女子は使わないのか。

（藤沢市）基本は、小学生の男子が対象となる。

(委員) 一般的な通行客は使えるのか。

(藤沢市) サッカークラブに貸すに当たって又貸しの類は禁止されている。

(委員) 普段は閉じているのか。

(藤沢市) 普段は施錠して管理する予定である。

(2) 第 5316 号 (提案基準 21 : 管理棟) <公開>

建築指導課から、厚木土木事務所東部センターによる提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、承認された。

<< 発言要旨 >>

(委員) この駐車場はいつからあるのか。

(東部センター) 駐車場として使用を始めたのは、平成30年の8月である。

(委員) 最低限必要な管理棟ということで基準を9m以上、やむを得ない場合は6m以上ということで、それに当てはまる形で計画建物が計画されているが、本当に必要最低限の規模なのか。管理会社が1人か2人程度常駐するということイメージすればよいのか。この駐車場に入ってくるトラックの台数を見るとかなりたくさんあるが、ちょっとトイレとか少ないのではないか。どのように使うのか。

(東部センター) まず、この出入り口に、出入り口の安全性を確保するために監視する人間が、主に朝と夕方のピーク時で台数が多く出入りするときに、大和の本社から来て、安全チェックをするというのが主な使い方、出入りするドライバーも使用する。ただ、ピーク時はあるが、27台分が一緒に入るということではなく、時間は分散しているので、一応これで足りるという計画になっている。

(委員) 運転手がトイレを使いたいときは管理室にことわって開けてもらうのか。

(東部センター) 同じ会社なので、ドライバーと運営・管理の方がピーク時等に来られ、基本的に外部の方はここを出入りしないので、通常、監視する方がいる間はここを開けていると思う。

(建築指導課) 補足すると、トラック27台が全て毎日のように稼働しているわけではなく、ピーク時というのは一年のうち、お歳暮・お中元の時期に集中しているようである。通常の間歇期に関しては、全てのトラックが稼働することではなく、大体半分ぐらいで、ドライバーもそれに伴って少ない利用になる。

(委員) 配置図で、2tまでのトラック2台とあるが、これを見る限り2tまでのトラックがもっと何台も置けそうだが、2台に限っている理由があるのか。

(東部センター) トラックの車種、台数については、運輸局で認可を得ており、大型は8台、中型は17台、2tトラックは2台ということで認可されている。あとは、ドライバーがここに来るのに自家用車で本社から移動して

きて、それぞれここにとめてトラックに乗りかえるということで、ドライバー用の駐車スペースになっている。

(委員) ドライバー用の駐車スペースと小型トラック 2 台まで置くというのは兼用しているという感じなのか。

(東部センター) はい。

(委員) 考え方を聞きたいのだが、駐車場に係る管理棟ということで、面積が2,000㎡以上の場合に限り30㎡以下という基準があるが、駐車場の区域面積が2,000平米を下回る場合の基準はあるのか。

(建築指導課) 2,000㎡を下回る場合に関しては、特段基準というのは設けていない。考え方としては、2,000㎡以上の場合にはそれなりのものが必要になるが、それでもやはり過度な大きさのものは認めないということで、大きな駐車場とか資材置き場についての最低限必要な面積というのはある程度のところで止めるということで基準を定めている。そういう訳で、それより小さい場合は、特段、基準は定めていないという状況である。

(3) 第 5317 号 (18: 専用住宅) <非公開>

鎌倉市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

(4) 第 5318 号 (その他: 専用住宅) <非公開>

鎌倉市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

(5) 第 5319 号 (その他: 専用住宅) <非公開>

建築指導課から、平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

2 幼保連携型認定こども園の整備計画に係る取扱いの基本的考え方(案)について<非公開>

次世代育成課、建築指導課から、標記について説明した後、審議を行った。

3 その他 <非公開>

今回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。